

第8回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成28年11月22日(火)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所7階会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 14名
 - 1番 保坂正雄
 - 2番 石渡正明
 - 3番 切替三夫
 - 5番 地引正和
 - 6番 注連野千佳代
 - 7番 有原敏夫
 - 8番 若林豊
 - 10番 露崎春雄
 - 11番 山口武夫
 - 12番 中川喜一郎
 - 13番 小泉勝彦
 - 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫
 - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 2名
 - 4番 奥野元好
 - 9番 渡邊美代子
- 6 出席事務職員 4名
 - 菊池事務局長
 - 在原副参事
 - 高品副主査
 - 石井副主査

開 会

平成28年11月22日午後2時57分 開会

○議長（地引正和君） では、ただいまより第8回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。4番、奥野元好委員、9番、渡邊美代子委員でございます。

議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

2番、石渡正明委員、3番、切替三夫委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成28年11月7日付で提出がありました。申請内容は、横田在住の個人が木更津市在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、相続により農地を取得しましたが、農業に従事していないこともあり、対象農地の隣接地を所有している譲り受け人に売却の申し出を行ったとのことです。譲り受け人は、対象農地の隣接地を所有しており、耕作上便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、下泉字崩木です。現地を確認したところ、草刈りがされており、保全管理されておりました。

総会資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については、トラクターや田植機、コンバインにもみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で940日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が414アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人はもともと下泉地区にも農地を所有しており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、露崎春雄委員。

○10番（露崎春雄君） 10番、露崎春雄です。報告いたします。

11月17日1時ころ、譲り受け人の さんと現地確認をいたしました。現地は既にきれいに草刈りもされており、もうすぐにでも何かつくれる状態であります。農機具や耕作面積等は事務局の言われたとおりです。皆さんの審議お願ひいたします。

ちょっといいですか。この田んぼって1反の面積で、手前のほうが今度譲り渡した さんの土地で、奥が さんの土地だったわけですね。だから、実際はここ手前のほうは田んぼに入らないでくださいとって耕作できなかったそうです。でも、今度は譲り受けたので、1面つくれるようになったと喜んでいました。

以上です。

○議長（地引正和君） 次に、住所地担当地区委員として意見を求めます。

8番、若林豊委員。

○8番（若林 豊君） 8番、若林です。 さんについては、 さんは一応横田の上宿地区の方でございまして、横田地区の後継者の一人でございます。事務局のほうから経営面積等報告がありましたけれども、水田のほかにも野菜等を約2反ぐらいつくっております、レタスとか、そういう露地野菜もつくっている非常に農業に熱心な方でございますので、まして水田については上宿地区で数人で営農組合をつくってライスセンターをつくりまして、そこである程度水稻の請負とか、そういうのをやって大きく耕地を人から借り受けたりなんかしてつくっている方でございます。今回のこの田んぼの購入は、本人の規模拡大につながって非常にいいのではないかとこのうに私は思います。皆さん方のご審議お願ひしたいと思ひます。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の2についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成28年11月7日付で提出がありました。申請内容は、川原井在住の個人が上泉在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、申請農地の隣接地を耕作している譲り受け人から農地を売ってほしいとの申し出を受け、要望に応じることにしたとのことです。譲り受け人は、申請農地の隣接地を所有して耕作しており、農地の規模拡大を図っており、耕作上便利であることから農地を売ってほしいと要望したとのことです。

総会資料3ページの位置図をごらんください。場所は、川原井字影山の畷です。現地を確認したところ、畑で耕作されていました。

総会資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや耕運機、農用車をそれぞれ複数台所有しています。なお、田の耕作については、田植え及び稲刈りは親戚である 氏に作業委託しているとのことです。このようなことから、申請地の耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で600日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。また、現在お子さんは会社勤めをしていますが、繁忙期には家族で手伝いに来てくれており、今後は農業を継いでいく予定とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が196アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人はもともと川原井地区で耕作をしているため、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番、関根です。今事務局のほうから細かく説明がありましたけれども、一応申請地及び住所地の委員として一言皆さんにご説明を申し上げます。

今地図で見ますと3ページですか、県道上高根線、これは県道300号になりましたけれども、その会社のちょうど西側に、周りがヤナがなくていい場所ということで、この間ちょっと

見に行ったのですけれども、10日の午後に譲り受け人がうちへ見えまして。ということで、私は1人で、場所もよくわかっていますから、10日の午後1時に現地確認へ伺いました。落花生をつくってあって、今はもうポッチというのですか、積み上げてきれいに耕うんしてありました。その土地は、20年ずっと借りていたということで、畑が隣同士ということで、ぜひ譲ってくれないかなというようなことで話したら、近くて便利だからということで買うことになったというようなことでありました。

それと、さんの世帯主、さんか、さんという方がもう20年ぐらい前になりますか、我々先輩、農業委員としてやっぱり一生懸命地域のために、農業発展のために尽くしてくれた、そういうお人でございます。よろしくご審議をお願いします。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の3についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成28年11月2日付で提出がありました。内容は、滝の口在住の個人が親戚から贈与により農地の所有権を移転しようとする案件です。譲り渡し人は、体調を崩しており、耕作ができなくなってしまうことから親戚である譲り受け人に農地を贈与したいとのことです。譲り受け人は、以前から譲り渡し人と共同で耕作をしており、譲り渡し人の申し出に応じるとのことです。

総会資料5ページの位置図をごらんください。場所は、滝の口字橋本及び小清水、大清水、鍵町です。現地を確認したところ、全ての圃場は農地として耕作されておりました。

総会資料6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。

農機具等については、トラクター及び田植機、コンバイン、農用車を所有しており、もみすり乾燥機については親戚の譲り渡し人に借りて作業をしているとのこと。このことから、耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で260日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が56アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人はもともと滝の口地区の農業者であるため、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、山口勝久委員。

○14番（山口勝久君） 14番、山口勝久です。11月15日午後3時に申請代理人である 事務所のさん立ち会いのもと、現場確認をしました。申請地は、それぞれきれいに管理されており、収穫を終えた田は既に耕されており、問題はありませんでした。

なお、滝の口鍵町ですか、この、資料のほうが現地地目田となっておりますが、かなり狭い面積で、現状は畑としてキャベツなどが植えられており、きれいになっておりました。

なお、譲受人のさんは、兼業農家ですが、自己所有の田4反強を耕作しておりまして、今回親戚である譲渡人、さんから高齢により、また体調もよくないので、譲り受けてほしいという旨の話があり、親戚であること、また申請地が自宅から近いこともあり承諾したとのことでした。

さらに、事務局のほうからも説明ありましたが、これまでも互いに協力しながら農業をしてきたとすることで、譲り受け人の稲の乾燥、もみすり等については譲渡人の機械で行っているとのことでした。

立ち会いの内容については以上のとおりです。農地の取得については支障ないものと思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。議案第2号整理番号1についてご説明申し上げます。

議案3ページをごらんください。本件は、現在申請地の隣接地において建て売り分譲住宅の工事を行っている市内の法人がその入居者の通学や生活用として一時的に利用する道路を設置するため、農地を転用したいとする案件です。

総会資料7ページの位置図をごらんください。申請地は、
の東側約600メートル、
の同じく東側約300メートル、
との境の
地先に位置し、住宅地と山林が混在しており、公共投資のない第2種農地と判断されます。

総会資料8ページの土地利用計画図をごらんください。今回の申請内容では、土地の切り盛りはなく、幅員約4メートルの砕石敷きの道路とし、排水については自然浸透にて処理する計画となっております。

なお、転用期間の終了後は畑に戻す計画となっており、総会資料9ページに現況写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、奥野元好委員が欠席のため、調査に同行した小泉勝彦委員から現地調査の報告及び補足説明があればあわせてお願いします。

13番、小泉勝彦委員。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。11月の11日午前9時ごろ、雨の中、奥野さんとの現場の管理者と立ち会い調査をいたしました。この総会資料の8ページにありますように、建て売り分譲地を今造成中であります。そのすぐ脇の道からも小学校、中学校等行かれるのですけれども、
の練習場の裏の何か薄暗い道を通らないと行かれないということで、ちょっと危険だということ

でもって、こっちの明るい広い道から通りたいということでもってここを借りたいということでした。でも、この道がちょっと幅員が4メートルぐらいになって、道路を車が通ると危ないので、出入口2カ所に車どめを設置するようお願いして、向こうはそれを了承しましたので、これで多分大丈夫だと思います。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第2号整理番号2の1ないし6についてご説明いたします。

議案4ページをごらんください。本件は、木更津市の法人が市内在住の土地所有者から農地6筆を売買により取得し、建て売り分譲住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成28年11月7日に申請書の提出がなされております。

総会資料10ページの位置図をごらんください。申請地は、
から南方面へ約700メートル、
の西側に隣接した住宅地と山林が混在する小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料11ページのとおりであり、5区画での住宅と道路を新設する計画となっております。

排水については、汚水雑排水は合併浄化槽による処理後、今回の事業により新設される道路に布設する側溝に放流後、既存の市道側溝に接続され、雨水についても同様の計画となっております。

総会資料12ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、小泉勝彦委員。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。11月の19日だったと思います。午前9時ごろ、やはり雨の中、現場を立ち会いました。現場は、現在は荒廃地となっておりますけれども、上を送電線が通っておりまして、その下には建物が建てられないということで説明を受けておりました。付近はもうほとんど住宅地になっておりまして、何の問題もないと思われれます。排水のほうも問題なく処理するということでしたので、皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 私も同行したのですが、今小泉委員の言われたとおりでございます。私のほうからは補足はございません。

説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題といたします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。

議案5ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が市外の土地所有者から申請地を売買に

より取得し、障害者向けグループホームの建築のため農地転用したいとする案件ですが、当該申請箇所については平成20年9月24日付にて今回の譲り渡し人が専用住宅の建築として許可を受けておりましたが、その許可を今回の譲り受け人が継承し、目的を専用住宅の建築から障害者向けグループホームの建築とする農地法第5条の許可後の計画変更申請となります。なお、今回の申請については、平成28年11月7日に申請書の提出がなされております。

総会資料13ページの位置図をごらんください。申請地は、から南方面へ約800メートル、の南側約200メートルに位置し、住宅地と山林が混在する小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

今回の変更申請内容としては、まず当初の許可が計画どおり実行できなかった理由としては、譲り渡し人の離職に伴い転用資金が計画どおりとならなかったためとのことです。また、今回の変更においては、譲り受け人は申請地の隣接地に居住しており、既に障害者向けのグループホームを他箇所で開催しています。しかし、以前より自宅付近に拠点的なグループホームの取得の希望があったことから、今回の事業実施となったとのことです。

総会資料14ページの土地利用計画図をごらんください。今回の計画では、グループホーム1棟が建築され、排水関係については、汚水雑排水は合併浄化槽による処理後、市道側溝に放流し、雨水についても同様に市道側溝に放流する計画となっております。

総会資料15ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、小泉勝彦委員。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。これも先ほど審査していただいたものと同じ11月19日9時ちょっと過ぎごろ、雨の中、地引会長と立ち会いをいたしました。15ページの写真にありますように、下の写真にあるのが譲り受け人の今の住宅であるそうです。そのすぐ隣にグループホームを建設しようという案件でありますけれども、排水等何の問題もないと思われまので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 私も同行したのですけれども、私のほうからも補足の説明はございません。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第3号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

議案第4号 平成28年度第8次農用地利用集積計画（案）承認の件

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 平成28年度第8次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第4号についてご説明いたします。

農用地利用集積計画書（案）の10ページをお開きください。今回の申請は、利用権の設定が8件で、合計211.12アールとなっております。個々の内容につきましては、農用地利用集積計画各筆明細書記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

今回の利用権設定を受ける方の申請面積等が記載されておりますので、説明させていただきます。

さんですが、申請面積は10.21アールで更新です。

さんですが、申請面積は23.14アールで更新です。

さんが、申請面積は41.79アールで更新です。

さんが、申請面積は40アールで更新です。

さんですが、申請面積は14.88アールで新規設定です。

さんですが、2件申請があり、申請面積はそれぞれ39.71アール、18.48アールで合計58.19アールとなり、更新です。

ですが、申請面積は22.91アールで新規設定です。

次に、13ページをお開きください。こちらに権利の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。さんですが、申請面積は10.21アールとなっております。こちらは、農業経営基盤強化促進法に伴う売買による所有権移転でございます。

説明は以上でございます。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

議案第5号 平成28年度第4次農用地利用集積配分計画（案）に対する意見について

○議長（地引正和君） 次に、議案第5号 平成28年度第4次農用地利用集積配分計画（案）についてを議題といたします。

議案第5号については農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から制度及び農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、川邊君。

○農林振興課（川邊孝昭君） 農林振興課、川邊と申します。本日はよろしくお願いたします。

それでは、議案第5号 平成28年度第4次農用地利用配分計画（案）についてご説明を申し上げます。本議案につきましては、農地中間管理機構である を通しまして農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により皆様にご意見を伺うものでございます。今回は、計画案が1つございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。農地の借り受け者ですけれども、永地の 様でございます。永地 番、田2,291平方メートルを賃貸借により借り受ける計画となっております。先ほど議案第4号の中で説明のありました整理番号28 11 8の農地を から担い手に貸し付けるものでございます。借り受けにかかる双方の詳細な契約内容につきましては、4ページから6ページのとおりとなっております。

以上で配分計画案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。この借り賃が 円となっているのですけれども、こ

れは中間管理機構が設定した金額ですか、相対ですか。

○農林振興課（川邊孝昭君） 相対で決定した金額でございます。

○7番（有原敏夫君） これは、もともと中間管理機構が年貢というか、この借り賃を設定して統一するという話だったのではないかと思うのですけれども。

○農林振興課（川邊孝昭君） その点については、もともと双方協議の上、決定するというので、
の制度として考えていたのは、支払いについては現金払いというのが基本でした。ただ、現実的に現物払いというのがありますので、その点について見直しを図って対応しているというところでございます。

もとに戻りますけれども、この金額については機構による統一的な指導というものはございません。
双方による協議の結果となります。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

ご苦労さまでございました。

報告事項

議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。報告第1号についてご報告いたします。

議案6ページから7ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は平成28年10月1日から平成28年10月31日までで6件です。

続きまして、報告第2号についてご報告いたします。議案8ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は平成28年10月1日から平成28年10月31日までで1件です。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第8回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時40分 閉会